

別表 1 第 5 条関係

事業計画の内容	関係法令	関係法令を所管する行政機関
事業の用に供する施設について開発許可が必要になる場合	都市計画法	都市計画課又は各事務処理市（足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、下野市）
事業の用に供する施設について河川法の許可が必要になる場合	河川法	各土木事務所、国土交通省各河川事務所又は各市町
事業の用に供する施設について農地転用許可等が必要になる場合	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	（農地法）各市町農業委員会 （農業振興地域の整備に関する法律）各市町
事業の用に供する施設について林地開発許可・届出が必要になる場合	森林法	各環境森林（森林管理）事務所又は各権限移譲市町（栃木市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、壬生町、野木町、那須町、那珂川町）
事業の用に供する施設について自然公園法等の許可・届出が必要になる場合	自然公園法、県立自然公園条例、自然環境の保全及び緑化に関する条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	（自然公園法）環境省日光国立公園管理事務所 （上記以外）各市町
事業の用に供する施設について消防法の許可・届出が必要になる場合	消防法	所管消防本部

（注）所在地以外の場所で使用済自動車等を解体又は保管する施設を設置する場合についても、事業の用に供する施設として、関係法令を所管する行政機関との調整が必要になる。

別表2 第6条関係

解体業を行う者の施設の構造等に関する指導基準

施設区分	施設の構造等に関する指導基準	留意事項	
使用済自動車又は解体自動車の保管施設（保管場所）	(1)みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが、当該場所の周囲に設けられていること。	小規模解体業者等で使用済自動車等を引き取ってその都度解体作業場で解体する場合には、保管場所を別に設ける必要がないため、(1)(2)の基準は適用しない。	
	出入り口には施錠等のできる門扉があること。		
	囲いの高さは、原則として1.8m以上あること。		
	事業所全体が囲いで囲まれていない場合、保管場所に別な囲いがあること。		
	囲いの材質は、人が容易に出入りできないもの（ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタンなど）であること。		
	保管場所の隣地が崖や住宅など、容易に人が出入りできない立地にある場合、その部分には囲いを要しないこと。		
	(2)当該場所の範囲が明確であること。		
	保管場所の範囲を明確にすることで、使用済自動車等の無秩序な野積み状態を避けるようにすること。		
	保管場所の範囲が事前協議書の添付図面、標準作業書で、寸法を入れて範囲が明確になっていること。		
	保管場所の境界が、カラーコーン、固定ロープ、白線（容易に消えないもの）等で仕切られていること。		
	(3)保管場所には事業場外部から見やすい位置に表示（掲示板）を設置すること。		
	掲示板の大きさは縦・横それぞれ60cm以上とすること。		
	掲示板には ①保管場所である旨、 ②使用済自動車等である旨、 ③管理者の氏名・名称・連絡先、 ④積み上げできる高さ及び保管上限を記載すること。		
	(4)廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（老朽車、事故車等）を保管する場合、その地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造するか、これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。		保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他の漏出防止のための必要な措置が標準作業書で講じられている場合は、(4)(5)の基準を満たす。
	鉄筋コンクリート舗装の厚さが15cm以上で、適切な配筋を有すること。15cmに満たない場合は、適切な対応策が標準作業書に記載されていること。		
同等以上の効果を有する措置として、厚さ15cmの無筋コンクリート舗装又はアスファルト舗装であって、かつ厚さ10mmの鉄板で覆っていること。	※		
保管場所において重機を使用する場合、その荷重に耐えるものであり、床面が重量によりひび割れないよう措置したものであること。			
液状物が自然に排水溝に集まるよう適切な傾斜が設けられていること。			
(5)廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（老朽車、事故車等）を保管する場合、廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。			
解体作業場に係る基準に同じ。			

燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）	(1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。		排水溝に接続するためには、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、油水分離装置との共用も可能であるが、共用の場合で屋根等が設置されていない場合は雨水量も勘案して装置の能力を定める。
	保管場所に係る基準に同じ。		
	(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。		
	ためますは、こぼれた燃料が十分回収できる容量があり、ひび割れなどがないこと。	※	
	「ためますその他これと同等以上の効果を有する装置」として油水分離装置で対応する場合、燃料採取場所の雨水量を考慮して設計したものであること。	※	
排水溝は、こぼれた燃料が滞留せず、ためますに流れていくよう傾斜のついたものであること。			
排水溝には、事業場内に降った雨のうち、燃料採取場所内のもののみが流入し、その他の排水が混入しない構造であること。			
(1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く）及び廃液を回収できる装置を有すること。		手作業により、使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収することが標準作業書の記載から明らかな場合は(1)の基準を満たす。	
(2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。			
保管場所に係る基準に同じ。			
(3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合はこの限りではない。			
油水分離装置は、流入する汚水量や水質に応じた十分な能力を有することとし、一般的に以下の構造とする。		※	別に定める「油水分離装置の雨水流出量の算定例」を参照のこと。
① 屋根等がある場合で、雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容積とし、また、分離を確実にを行うため3槽以上とすること。			
② 屋根等がない場合の油水分離装置は、解体作業場内の雨水の流出量を算定した値に応じた容積とし、また、4槽以上で滞留時間が2時間以上とすること。		※	
解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない構造として①横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁が設けられていること、②周囲から解体作業場に水が流れ込まない構造であることの二つの条件を満たすこと。			
廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合として、標準作業書に① 万一廃油、廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること、② 解体作業場の清掃に水を用いないこと等を示すこと。			

解体作業場	(4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合はこの限りではない。		当該設備の設置が著しく困難な場合は、土地利用規制等による場合に限られること。	
	強雨が連続する場合でも適正な処理を行うために大規模な油水分離装置が必要なことから、雨水の発生量を極力抑制するため、原則として屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けること。			
	設備の材質及び形状は以下のとおりとすること。			
	①材質（構造は鉄骨、鉄筋、木造、壁面は金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP、屋根は鉄板、瓦スレート等で5年以上の耐久性のあるもの）			
	②形状（屋根及び壁は容易に移動できないもの、壁は強固なもので床面及び屋根と完全に接し、かつ、固定されているもの）			
	事業場敷地外部から流入する雨水等が油水分離装置へ流入しないよう以下のような措置のいずれかがとられていること。			
	①事業場敷地周囲に、雨水吐きのための開渠の排水側溝を設ける。	※		
	②事業場全体の床面が周囲の地面よりも高く、通常地表を流れる雨水が事業場へ侵入しない構造とする。	※		
	③事業場敷地周囲に、通常地表を流れる雨水が浸透・越流しない高さの堰堤を設ける。	※		
	市街化調整区域に立地し、屋根等を設置できない場合は、地域の実情に応じた係数と計算に基づく十分な容量の油水分離装置を確保すること。	※		別に定める「油水分離装置の雨水流出量の算定例」を参照のこと。
油水分離装置の容量が十分に確保できない場合にあっては、標準作業書において、作業しない時や、降雨時は解体作業場を不透水性のシートで覆うこと、作業終了後は床面を点検し、廃油・廃液類は必ず拭き取っておくことを明記し、廃油・廃液類が漏出することのないよう措置する。	※			
取り外した部品を保管するための設備（部品廃油及び廃液が漏出しないこと）	(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。		保管に先立ち当該部品からの廃油や廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられる場合は(1)(2)の基準を満たす。	
	(2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。			
	保管設備に屋根、覆いを設置することが困難な場合や、床が鉄筋コンクリートなど不透水性構造となっていない場合は、以下の区分に応じた対応を講じること。			
	①不透水性の床で屋根・覆いがある場合 ・保管場所が明示されていれば良い。			保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫の他、使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根があ
	②透水性の床で屋根・覆いがある場合 ・保管場所の下に、鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器などの受け皿を設置。 ・分離部品の下にオイルマット、ウェスなど吸着剤を敷く。	※		
	③不透水性の床で屋根・覆いがない場合 ・使用済トラックのコンテナや幌付き荷台の代用。 ・密閉型のふた付きボックスで保管。	※		

9 るもの を保管 する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・部品を遮水性シート等で覆う。 ④透水性の床で屋根・覆いがない場合 ・使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器などの受け皿を設置。（コンテナ、荷台が遮水構造の場合には不要） ・密閉型のふた付きボックスで保管。 	※	る場所に備え 付けた鋼製の 受け皿等で地 下浸透防止機 能が確認され たものも可。
	重量があり廃油・廃液に接触した部品で積み重ねることによって破損の可能性があるものは、原則としてラック式の保管設備とすること。（バンパー、ランプ類、ドアミラーはボックス式の設備で可）	※	
	保管用ラックは、保管物の重量に十分耐えうる構造、素材強度を備え、ラック支柱を支える床面は、破損、ひび割れが生じないよう荷重に耐える強度があること。	※	
	バッテリーの保管設備は、屋根・覆い及び壁等によって風雨に晒されることのない構造とすること。	※	
解体自動 車を保管 する施設	解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合 にあつては、人が入るのを防止することができる囲いが設けられ、かつ、 当該場所の範囲が明確であること。		
	プレス前の解体自動車については、引き取った使用済自動車を解体する までの間保管するための施設（保管場所）の基準に同じ。		
その他	施設内には、車両に付着した泥等を落とすことができる洗車設備を設けること。		
	施設内には、運搬車両等の駐車場を設けること。		
	施設内には、適切な消防設備を設けること。		
	施設内には、管理事務所を設けること。		
	公道から施設までの搬入道路を設ける場合は、運搬車両の通行に支障がないよう、十分な幅員を確保するか退避場所を設け、かつ、安全に通行できる縦断勾配とすること。		

(注) ※印欄は、それぞれいずれかの指導基準を満たしていれば良い。別表3以下も同じ。

別表3 第6条関係

破砕業を行う者の施設の構造等に関する指導基準

施設区分	施設の構造等に関する指導基準	留意事項
解体自動車を破砕前処理又は破砕処理するまでの保管施設（保管場所）	(1)みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが、当該場所の周囲に設けられていること。	
	出入り口には施錠等のできる門扉があること。	
	囲いの高さは、原則として1.8m以上あること。	
	事業所全体が囲いで囲まれていない場合、保管場所に別な囲いがあること。	
	囲いの材質は、人が容易に出入りできないもの（ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタンなど）であること。	
	保管場所の隣地が崖や住宅など、容易に人が出入りできない立地にある場合、その部分には囲いを要しないこと。	
	(2)範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。	
	保管場所の範囲を明確にすることで、解体自動車の無秩序な野積み状態を避けるようにすること。	
	保管場所の範囲が事前協議書の添付図面、標準作業書で明確であること。	※
	保管場所の境界が、カラーコーン、固定ロープ、白線（容易に消えないもの）等で仕切られていること。	※
破砕前処理施設	(3)保管場所には事業場外部から見やすい位置に表示（掲示板）を設置すること。	
	掲示板の大きさは縦・横それぞれ60cm以上とすること。	
	掲示板には ①保管場所である旨、 ②解体自動車である旨、 ③管理者の氏名・名称・連絡先、 ④積み上げできる高さ及び保管上限を記載すること。	
	廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境上の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。	破砕前処理施設での圧縮又はせん断については廃掃法の処理基準が適用されるため、当該処理基準を遵守すること。
	据え付け型施設及び可動型施設の場合、以下の対応をすること。	
	①破砕前処理作業に伴って発生する解体自動車の破片等の事業場外への飛散、流出、騒音等を防止するため、圧縮又はせん断施設は原則として屋根や壁等があり、かつ、コンクリート舗装した建物内に設置すること。	
	②重機により圧縮を行う場合の作業場所については、原則として屋根や壁等があり、かつ床面をコンクリート舗装していること。	
	③破砕前処理作業に伴って発生する振動の周囲への伝播を防止するため、必要に応じ、大型基礎設計、防音装置により対応すること。	
	④必要に応じ、周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにすること。	
	移動型施設の場合、圧縮時や移動時に、解体自動車の破片が飛散、流出することがないように施設とすること。	
	(1)解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合は、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている施設であること。	

破砕施設	(2)解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合は、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境上の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。	
	施設を建屋内に設置し、破砕作業に伴って発生する粉塵等の飛散、流出を防止すること。	
	周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにすること。	
	大型基礎設計、防振装置等により、周囲への振動伝播を防止すること。	
自動車破砕残さの保管施設	(1)自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であること。	
	自動車破砕残さの保管施設は、残さが保管施設から流出することのないよう、残さの発生量と、残さのリサイクル施設や最終処分場への搬出量から勘案して、十分に保管する容量を有すること。	
	(2)汚水等の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置がとられていること。	
	自動車破砕残さの保管施設は、汚水等の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリート等で築造すること。	
	自動車破砕残さの運搬に重機を用いる場合は、さらに重機等の床面への荷重を考慮した強度を有する構造とすること。	
	その他床面の構造については、使用済自動車の保管場所の指導基準に準じること。	
	(3)自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられていること。	
	自動車破砕残さの保管施設から残さの保管により汚水が生じる場合は、十分な処理能力を有する排水処理設備とそれに繋がった排水溝を設けること。(十分な処理能力とは、当該排水処理設備に排水基準が適用される場合は、排水基準に適合する能力をいうものであること。)	※
	排水基準が適用されない場合もそれに準じた能力を有し、周辺の公共水域や地下水に汚染を生じないこと。	※
	その他排水溝の構造については、燃料採取場所の指導基準に準じること。	
	(4)雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りではない。	
	解体作業場の指導基準に準じること。	
(5)自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。		

	側壁とは、廃棄物処理法施行規則第8条に規定する「保管する廃棄物の荷重がかかる構造であっても構造耐力上安全である囲い」と同等の壁をいうものであること。		
	その他の設備とは、側壁と同等以上の構造耐力を有する、自立したコンテナ等をいうものであること。		
圧縮又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設	みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが、当該場所の周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。		
	解体自動車を破砕前処理又は破砕処理するまでの保管施設の指導基準に準じること。		
その他	施設内には、車両に付着した泥等を落とすことができる洗車設備を設けること。		
	施設内には、運搬車両等の駐車場を設けること。		
	施設内には、適切な消防設備を設けること。		
	施設内には、管理事務所を設けること。		
	公道から施設までの搬入道路を設ける場合は、運搬車両の通行に支障がないよう、十分な幅員を確保するか退避場所を設け、かつ、安全に通行できる縦断勾配とすること。		

別表4 第7条関係

解体業を行う者の使用済自動車等の保管等に関する指導基準

施設区分	施設の構造等に関する指導基準	留意事項
使用済自動車又は解体自動車の保管施設（保管場所）	(1)使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合は、以下によること。	平成16年12月31日以前に引き取った使用済自動車も含め、平成17年1月1日以降は、全ての使用済自動車、解体自動車は廃棄物と見なされ、廃掃法の適用を受けるため、有価であっても廃棄物として同法の保管基準の適用を受けるものであること。
	1)保管の高さ ①囲いから保管場所の側に3m以内の部分：高さ3mまで ②囲いから保管場所の側に3mを超える部分：高さ4.5mまで ③格納するための施設（構造耐力上安全なものに限る）に保管する場合：使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ	
	2)保管の上限 上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量（平成17年1月1日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用）	
	使用済自動車の保管の高さは、普通自動車にあつては、囲いから3m以内は高さ2段積みまで、その内側では3段積みまでとし、大型自動車にあつては、高さ制限は同様で原則として平積みとすること。	
	使用済自動車を積み重ねて保管する場合は、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねるか、自動車の組み合わせで隙間の少ないよう積み重ねること。	
	使用済自動車を立てて保管したり、大型車にもたせかけて保管しないこと。	
	保管量の上限は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。	
	ラック等格納施設を設ける場合には、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であること。また、落下による危害が生ずるおそれがないよう、適切に積み卸しができるものであること。	
	地震等の際にラックから落下するおそれがないよう、車止め等の必要な固定の措置を講じていること。	
	使用済自動車の保管にあたっては、解体自動車以外の他の廃棄物を混入しないこと。	
(2)平成16年12月31日以前に使用済自動車となったものを保管する場合は、一般的な廃棄物処理法の処理基準によること。		
保管の高さは、(1)の基準に同じ。		
保管量の上限は、一日当たりの平均的な搬出台数の7日分までとする。		
(3)ねずみ、蚊、はえ、その他衛生害虫により、保管場所周辺的生活環境に支障をきたさないようにするため、使用済自動車等に水が溜まってボウフラが発生するおそれがある場合などは、必要に応じて、定期的な薬剤散布等の措置をとること。		

	<p>(4) 廃油及び廃液が漏出するおそれのある事故車、老朽車等を保管する場合で、床面が鉄筋コンクリート舗装でない場合の措置として以下のいずれかの対応をすること。</p>		
	①直ちに解体作業場に移動して解体を行い、保管しない。	※	
	②直ちに燃料採取場所又は解体作業場に移動し、廃油及び廃液を抜き取った上で保管場所において保管する。	※	
	③使用済自動車の廃油が含まれる部位の直下に、あらかじめ十分な容量の缶を配置するとともに、漏出を防ぐためその缶に雨が入らないようにする。	※	
	④使用済自動車の直下に十分な量の布を敷き詰め、廃油を含んだ布は、直ちに交換する。	※	
燃料採取場所	抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移し替えて再利用する以外は再資源化（再利用を含む）又は適正処理するまでの間、適切に保管すること。		
取り外した部品を保管するための設備（部品のうち廃油及び廃液が漏出するものを保管する場合）	廃油及び廃液の漏出を防止するために以下の必要な措置をとること。		
	分離した部品等は、廃油及び廃液（以下「廃油」等という。）を含むもの又は付着しているもの若しくはそのおそれがあるものをその他の部品等と区分し、廃油等が完全に抜き取られているかどうか、表面に廃油等が付着していないかどうか確認するとともに、廃油等の残留が認められるときには、廃油等の流出対策の整った場所において廃油等の抜き取り作業を行う。		
	開口部がキャップやボトルにより密栓されているかどうか、破損箇所がないかどうかを十分に確認し、開口部や破損箇所から廃油等が漏れ出すことがないように措置を講じるものとする。		
	オイル類を拭き取ることによって品質が劣化するおそれのある部品（エンジン、オイルミッションなど）にあつては、漏れることのないように確実に密栓するとともに、破損することのないよう注意して保管する。		
	取り外した部品が他人に有償で売却できず、廃棄物となった場合には、廃棄物処理法の保管基準に従って保管すること。		
	屋外でタイヤ等を保管する場合には、タイヤ内に水を溜めてボウフラを発生させることのないよう、シートで覆いをする、定期的な薬剤散布を行う、水を捨てて積み直す等の措置をとること。		
その他	搬入時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。		
	施設内に外部から雨水が流入しないよう排水溝等を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合はすみやかに除去すること。		
	騒音、振動及び粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないよう、必要な措置を講じること。		
	洗車設備は定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、すみやかに除去すること。		

保管場所では火気を使用しないこととするとともに、消防設備は所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。	
--	--

別表5 第7条関係

破砕業を行う者の使用済自動車等の保管等に関する指導基準

施設区分	保管等に関する指導基準	留意事項
解体自動車の破砕前処理又は破砕処理するまでの保管施設（保管場所）	(1) 圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合は、以下によること。	
	1) 保管の高さ ① 囲いから保管場所の側に3 m以内の部分：高さ3 mまで ② 囲いから保管場所の側に3 mを超える部分：高さ4.5 mまで ③ 格納するための施設（構造耐力上安全なものに限る）に保管する場合：使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ	
	2) 保管の上限 上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量（平成17年1月1日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用）	
	解体済自動車の保管の高さは、普通自動車にあつては、囲いから3 m以内は高さ2段積みまで、その内側では3段積みまでとし、大型自動車にあつては、高さ制限は同様に原則として平積みとすること。	
	解体自動車を積み重ねて保管する場合は、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねるか、自動車の組み合わせで隙間の少ないよう積み重ねること。	
	解体済自動車を立てて保管したり、大型車にもたせかけて保管しないこと。	
	保管量の上限は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。	
	ラック等格納施設を設ける場合には、保管する解体自動車の荷重に対して構造耐力上安全であること。また、落下による危害が生ずるおそれがないよう、適切に積み卸しができるものであること。	
	地震等の際にラックから落下するおそれがないよう、車止め等の必要な固定の措置を講じていること。	
	解体自動車の保管にあたっては、解体自動車以外の他の廃棄物を混入しないこと。	
	(2) 重機により簡易プレスされた解体自動車、ソフトプレス（1軸圧縮）、Aプレス（3法締圧縮）、サイコロプレスなど、圧縮されたものを保管する場合は、一般的な廃棄物処理法の保管基準によること。	
	廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。	※
	廃棄物が囲いに接している場合（直接付加部分がある壁）は、囲いの内側2 mは囲いの高さより50 cm以下の線とし、2 m以内の内側は勾配50%以下とすること。	※
	(3) 圧縮していない解体自動車と、圧縮した解体自動車とは保管基準が異なるので、分けて保管すること。保管場所が十分でない場合は圧縮していない解体自動車は搬入後直ちに圧縮し、圧縮した解体自動車の保管場所に保管するなどの対応を行うこと。	
	(4) ねずみ、蚊、はえ、その他衛生害虫により、保管場所周辺の生活環境に支障をきたさないようにするため、使用済自動車等に水が溜まってボウフラが発生するおそれがある場合などは、必要に応じて、定期的な薬剤散布等の措置をとること。	
	解体自動車に異物を混入しないこと。	

破砕前処理施設	解体業者等前工程の業者に対し、トランクなど解体自動車内に生活ごみ等が混入されないよう常に注意を促すこと。		
	解体自動車に生活ごみ等が混入していないか確認するため、処理前の解体自動車を保管場所からフォークリフト等で破砕前処理場まで運搬した直後に、作業員が目視で確認し、混入を発見した場合は手作業で除去すること。		
破砕処理施設	(1)技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。		
	(2)自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。		
	解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機など）の破砕を同一の破砕機を用いて行う場合は、時間帯を変えて同時に破砕を行わないなどの工夫により、自動車破砕残さが互いに混じらないようにすること。		
	解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機など）から発生する残さは、それぞれ分けて別の場所に保管するか、同じ保管場所であっても時間帯によって分ける等により、混入することのないように留意すること。		
解体自動車を破砕前処理又は破砕処理するまでの保管施設	圧縮、せん断された後の解体自動車を保管する場合は、一般的な廃棄物処理法の保管基準によること。		
	廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。	※	
	廃棄物が囲いに接している場合（直接付加部分がある壁）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下の線とし、2m以内の内側は勾配50%以下とすること。	※	
その他	搬入時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。		
	施設内に外部から雨水が流入しないよう排水溝等を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合はすみやかに除去すること。		
	騒音、振動及び粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないよう、必要な措置を講じること。		
	洗車設備は定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、すみやかに除去すること。		
	保管場所では火気を使用しないこととともに、消防設備は所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。		